

議事要旨(7)企業会計基準公開草案第 15 号(企業会計基準第 1 号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 17 号(企業会計基準適用指針第 2 号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」のコメントについて

企業会計基準公開草案第 15 号(企業会計基準第 1 号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 17 号(企業会計基準適用指針第 2 号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」については、平成 18 年 6 月 16 日から 7 月 5 日の期間でコメントの募集を行った。

今回は、提出されたコメントの概要が報告され、これに関する審議が行われた。なお、提出されたコメントへの対応については、会社法対応専門委員会における検討が行われていないことから、今回の資料では示されていないが、事務局が検討している方向性についての報告が行われた。

また、本改正基準及び本改正適用指針については、会社法対応専門委員会において、コメントの分析などを行った後、次回 7 月 28 日開催予定の第 109 回企業会計基準委員会にて公表議決を行うことを予定しているという報告が行われた。

石川研究員から報告されたコメントの概要は次のとおりである。

論点の項目	報告されたコメントの概要と対応案
その他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取扱い	(コメント) 払込資本と留保利益の区別を徹底するのであれば、その他資本剰余金をマイナス残高で表示することを認める方向で検討すべきではないか。 (対応案) この点に関しては、会社法の施行により、会計上の考え方や実務の変更を余儀なくされるものではなく、現行の考え方や実務の変更を行った場合には、他の会計基準等に及ぼす影響が甚大であるため、慎重な議論が必要である。したがって、会社計算規則への早急な対応を目的としている今回の改正では取り扱わないとすることでどうか。
自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用	(コメント) 国際的な会計基準では資本取引の一部として取得に要した費用は取得価額に含め、処分及び消却時の費用は自己株式処分差額等の調整となっているため、これらの方法についても容認頂きたい。 (対応案) この点については、同一の経済事象に係る支出額について、損益取引とした場合の処理と資本取引とした場合の処理の選択を認めることは適当ではなく、また、当委員会と IASB、更には FASB との会合の中で、株式交付費(自己株式の処分に関する付随費用を含む)の費用処理を支持する意見が示されていることから、公開草案のとおりとすることでどうか。

<p>利益剰余金が負の残高の場合のその他資本剰余金による補てん</p>	<p>(コメント) 剰余金の処分としてその他利益剰余金の負の値をその他資本剰余金で補てんすることを認め、それは払込資本に生じている毀損を事実として認識するものであり、払込資本と留保利益との区分の問題にはあたらないとしているが、このような処理を認める必要があるのであれば、その根拠を明らかにして、払込資本と留保利益の混同の例外として許容すべきである。</p> <p>(対応案) この点に関しては、会社法の施行により、会計上の考え方や実務の変更を余儀なくされるものではないと考えられる。したがって、会社計算規則への早急な対応を目的としている今回の改正では取り扱わないとすることでどうか。</p>
<p>自己株式の処分と新株の発行が同時に行われた場合の取扱い</p>	<p>(コメント) 会社計算規則第 37 条により、処分する自己株式の帳簿価額から、払込金額に自己株式処分の割合を乗じて得た額を控除した額がゼロ以上の場合でも、当該金額が、払込金額に新株発行の割合を乗じて得た額を超えるときには、全額がその他資本剰余金から控除される(資本金・資本準備金の増加額はゼロ)が、このケースの設例を追加すべきである。</p> <p>(対応案) 設例の追加ではなく、設例 1 の中で、追記することでどうか。</p>

本件に関し、委員等からの質問や指摘はなかった。

以 上